

質 問 回 答 書

(新潟県Web口座振替受付サービス導入・運用業務)

No.	対象資料	該当箇所	質問の内容	質問の回答
1	募集要項	3(2)ア	3資格要件(1)オにあっては、「共同企業体の代表者が要件を満たしていること」の記載があるが、この要件はシステムの提供者が満たす必要がある認識である。当社は、当社を代表者、システム提供事業者を構成員とする共同企業体での参加申し込みを検討しており、その主な役割(権限や責任)としては、当社が金融機関との契約のとりまとめを行い、システム提供事業者が本サービスのシステム・機能を提供する。この場合、システム提供者が(1)オを満たしていることを示せば、共同企業体の代表者が必ずしも(1)オを満たす必要はないと考えるが、そのような要領の変更は可能ですか。	募集要領3(2)アにおける3(1)オの要件については、共同企業体の代表者が本サービスのシステム提供者であることを想定して定めたものです。 ただし、共同企業体の代表者が本サービスのシステム提供者でない場合は、本サービスのシステム提供者となる構成員が3(1)オの要件を満たしていれば足りるものとします。 ※3(1)オの要件 プライバシーマーク認定、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証又はISMSクラウドセキュリティ認証のいずれかを取得していること。
2	仕様書	4(1)エ	4 委託業務の内容(1)エにおいて、登録結果データを指定する単位及び形式について、現時点での想定はございますか。	登録結果データの単位について、教育庁対象納付金は学校ごとに、県税対象納付金は本県が指定する税目、取込単位又はその他の管理単位ごとを想定しています。 形式についてはExcelやCSV形式等を想定していますが、最終的な形式は県と協議願います。
3	仕様書	4(2)エ	4 委託業務の内容(2)エにおいて、登録結果を確認される学校数を教えていただけますか。	令和9年3月時点で、88校を想定しています。
4	別紙2	項番2	別紙2「機能要件一覧」項番2権限設定の利用者(システム管理者、システム利用者)毎に利用可能な処理機能のメニューを設定できる部分において、利用者毎の機能内容のイメージはございますか。	システム管理者以外の利用者は、管理者権限を付与しない等を想定していますが、最終的な設定は県と協議願います。
5	仕様書	4(1)カ	管理画面及び申込受付サイトについて、標準機能を基本としつつ、とありますが、“標準機能”とはどういった内容でしょうか。	本業務の調達範囲は、対象納付金に係るWeb口座振替受付サービスの導入及び運用であり、受託者が従前から保有しているシステムが有している「標準機能」です。
6	仕様書	4(2)カ	登録結果データの作成又は還元に失敗した場合は、処理単位及び処理結果を識別し、重複登録及び重複還元を防止した上で再処理又は再送できること。重複登録の防止は出来かねますが、問題ございませんでしょうか。重複登録があった場合も運用に影響はないかと思います。	重複登録の防止ができない場合は、重複登録データを確実に識別できることで仕様を満たすものとします。
7	仕様書	4(2)コ	システム障害、対象金融機関との連携機能に障害、計画停止その他の理由により申込受付サイトの全部又は一部の機能が利用できない場合は、利用者が当該状況を容易に認識できるよう、申込受付サイト上に障害又はサービス停止中である旨を表示すること。について、対象金融機関の障害については事前に把握し貴庁へ通知することが出来かねますが問題ございませんでしょうか。	本業務では、対象金融機関とのWeb口座振替受付サービスに関する契約については、受託者が行うこととしています。このため、対象金融機関と契約し本サービスの提供・運用業務を受託する立場として、対象金融機関との連携障害について把握した時点で、申込受付サイト上に障害又はサービス停止中である旨を表示していただきます。
8	仕様書	4(2)サ	「サ 受託者は、対象金融機関との契約をとりまとめる。また、対象金融機関が必要とする手数料のとりまとめも行う。ただし、本県が認める金融機関はその限りでない。」との記載がございます。」について、対象金融機関との口座振替に関する契約については、すでに自治体様と金融機関との間で契約済みであり、今回のWEB口座振替受付サービスについては、既存の口座振替契約に対するオプション契約になるものと認識しております。 そのため、WEB口座振替受付サービスに係る金融機関との契約については、自治体様にてご契約いただくものと認識しておりますが、こちらの認識で相違ございませんでしょうか。 ご確認のほど、よろしくお願いいたします。	本業務においては、対象金融機関とのWeb口座振替受付サービスに関する契約及び必要な手数料のとりまとめについては、県ではなく、受託者が行うこととしています。

No.	対象資料	該当箇所	質問の内容	質問の回答
9	仕様書	6(4)	受託者は、計画的なシステムメンテナンス等によりサービスを停止する場合は、原則として停止予定日の30日前までに、本県に対して停止日時、停止理由、影響範囲及び申込者への周知方法を報告すること。メンテナンスの事前通知は10日前とさせていただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり原則として30日前までです。ただし、事業者の負担を考慮し、県が定める閑散期（12～2月）については10日前でも可とします。
10	仕様書	8	バックアップについては、取得処理の成否を監視し、失敗時に再取得その他必要な措置を講じること。年1回以上、バックアップからの復元試験及び災害復旧手順の確認を実施し、その結果を本県に報告すること。年1回の報告義務をなくしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。	仕様書別紙3「非機能要件一覧」項番37のとおり、バックアップからの復元試験は年1回以上実施することを必須としているため、実施状況について報告を無くすことはできません。
11	仕様書	10(2)ア	受託者は、申込者及び本県職員からの本サービスの運用に関する問い合わせに対して、速やかに回答を行うこと。また、問い合わせ内容を一元的に管理し、問い合わせ件数、主な内容、対応状況、未解決事項、改善要望事項等を本県に報告すること。申込者となるエンドユーザーからの問い合わせは基本的に、貴庁にて対応していただき、貴庁から受託者へお問い合わせをお願いいたします。そのような流れでよろしいでしょうか。	本サービスの提供・運用業務を受託する者として、申込者及び本県職員からの本サービスの運用に関する問い合わせについては、仕様書に記載のとおり、受託者が速やかに回答を行ってください。
12	仕様書	14	受託者は、後任事業者又は本県が本サービスの継続運用又は代替サービスへの移行を円滑に行えるよう、必要な資料提供、説明、質疑対応その他の引継ぎ支援を行うこと。とありますが、引継ぎの範囲は別途協議とさせていただきます。	引継ぎの範囲については、別途協議とします。
13	仕様書	15	受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。とありますが、再委託はどの範囲までを指しておりますでしょうか。Web口座振替受付のゲートウェイやサービス開発は再委託にあたりますでしょうか。	Web口座振替受付システムの開発又は運用の全部若しくは主たる部分を第三者に委託する場合は、再委託に該当します。 金融機関との接続のために利用するゲートウェイサービスその他一般的な外部サービスの利用については、それのみをもって再委託に該当するものではありません。 なお、前述の外部サービスを利用する場合は、サービス内容及び責任分界を提案書に記載するものとし、契約締結時に確認するものとします。
14	仕様書	17	マニュアルとは管理画面の操作説明書のようなものをイメージしておりますが認識相違ないでしょうか。	管理画面の操作説明書のほか、口座振替の申込者向けの簡易的な説明書を想定しています。
15	仕様書	6(5)	従量手数料について、Web口座振替受付の成功に関わらず、受付依頼があった件数を請求する認識でよろしいでしょうか。	従量手数料算定の基礎となる件数については、金融機関によるWeb口座振替の適否の結果に関わらず、受付依頼があった件数となります。